

# 【重要】特別徴収税額通知データの取扱いについて

当市での特別徴収税額通知の電子データ対応につきましては、下記のとおりです。

今回の給与支払報告書の提出手段と総括表への記載内容により、5月の特別徴収税額通知に関する郵送物が変わりますので、本案内をご確認いただき、ご提出をお願いします。

## 1 通知について

- ・副本の税額通知データ送付、紙送付はございません。

紙での通知を希望した場合に電子データの提供はいたしかねます。

また、電子データ通知を希望した場合、紙の提供はいたしかねます。

上記取扱いは、事業所用、納税義務者用共通です。

- ・変更通知は当初通知と同じ通知方法となります。

## 2 電子データ提供を希望するには

- ・eLTAX(地方税ポータルシステム)での給与支払報告書提出が必須となります。

- ・給与支払報告書提出時に受取方法を選択します。

事業所用と納税義務者用、それぞれ受取方法を選べます。

- ・電子通知の受取先 e-mail アドレスを必ず入力してください。

入力がない場合は、書面通知となります。

- ・納税義務者用の電子通知を希望する場合は、受給者番号の設定が必須です。

受給者番号は提出者が任意のものを設定しますが、使用できる文字、文字数には決まりがあります。

上記、eLTAX による給与支払報告書の提出方法などの詳細は下記 HP でご確認ください。

地方税ポータルシステム HP URL:<https://www.eltax.lta.go.jp>

## 3 提出した通知受取方法を変更するには

- ・「特徴税額通知受取方法変更届出書」のご提出をお願いします。

eLTAX で給与支払報告書を提出した後に、受取方法のみを変更したい場合には提出内容の確認に時間を要するため、できるだけ、eLTAX で再度送信はしないようお願いします。 様式につきましては市のHPから入手くださいますようお願いします。

また、事務処理の都合上、4月中旬までに手続きくださいますようお願いします。

## 4 特別徴収税額通知に係る郵送物について

下記表で「書面」と「要」となっているものを郵送いたします。

→給与支払報告書総括表の記載内容で決まります。提出前によくご確認ください。

パターン	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
事業所用通知	電子	電子	電子	電子	書面	書面	書面	書面
納税義務者用通知	電子	電子	書面	書面	電子	電子	書面	書面
納入書	不要	要	不要	要	不要	要	不要	要

・書面による給与支払報告書提出の場合は、⑦か⑧となります。

・上記①以外は特別徴収関係綴を同封します。①に該当する場合は市のHPより入手をお願いします。

・共通納税を利用している場合、納入書は不要です。納入書が本当に必要か今一度、ご確認の上、「要・不要」の選択をお願いします。毎月の天引き額は事業所用通知で確認できます。